

## V 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

### 1 入学者選抜に係る情報の提供

入学者選抜に係る情報のうち、(1)に示す選抜資料については、(2)に示す手続きによって受検者本人に提供します。

#### (1) 提供の対象となる入学者選抜に係る情報

##### ア 一般選抜

面接、学力検査及び学校独自選抜資料の結果

##### イ 海外帰国生徒選抜

面接及び学力検査の結果

##### ウ 外国人生徒選抜

面接、日本語基礎力検査及び実技検査の結果

##### エ 長期欠席生徒選抜

面接及び学力検査の結果

##### オ 連携型選抜

面接及び学力検査の結果

##### カ 県外生徒特色選抜

面接及び学力検査の結果

##### キ 再募集

作文、小論文及び面接の結果

#### (2) 請求等の手続き

##### ア 請求期間

令和5年4月1日から4月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### イ 請求先

受検した県立高等学校

##### ウ 請求方法

受検者本人が受検票又は合格通知書を提示するとともに、口頭により希望する選抜資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入してください。

##### エ 提供方法

請求を受けた県立高等学校は、受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料提供により提供します。

##### オ 時間

午前9時から午後4時までの間で各高等学校が適切に定めます。

### 2 入学者選抜に係る情報の開示

1に定めるもののほか、入学者選抜に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例及び静岡県個人情報保護条例に基づいて行います。

なお、市立高等学校の入学者選抜に係る情報の提供及び開示については、当該市の定めるところによります。